

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の翌日は、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 定期種畜検査の実施
- 開発行為に関する工事の完了(四件)
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

条 例

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県条例第十三号

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区 分	占 用 料		
	单 位	金 額	
建物	占用面積一平方メートルにつき一年	五五〇円	
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一年	七一〇円	
街灯(電柱であるものを除く。)		二七〇円	
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	五二〇円	
工作物の設置物を伴うもの	長さ一メートルにつき一年	外径が〇・四メートル未満のもの	一〇〇円
		外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	二六〇円
		外径が一メートル以上のもの	五二〇円
看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇円	
その他の工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	五五〇円	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積一平方メートルにつき一月	四五円	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第三号）の施行期日は、昭和五十九年五月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

湯所町第一団地

湯所町第一団地

立川町団地

第一号から第二十号住宅

第二十一号から第二十二号までの住宅

浜坂第二団地

浜坂第四団地

浜坂第七団地

第六十一号から第六十二号までの住宅

第七十一号から第七十二号、第八十六号から第八十七号及び第九十六号までの住宅

二〇〇、九〇〇円

を

二〇〇、九〇〇円

四二、五〇〇円

三三、二〇〇円

に、

住宅	ら第六十七号	ら第六十七号	ら第六十七号	ら第六十七号
	六	一	一一	五
	二〇、七〇〇円	一三、二〇〇円	二一、三〇〇円	二〇、七〇〇円

第六十七号	第七十八号	第九号	第九号
七	二二	五	七、九〇〇円
七、九〇〇円	八五〇〇円	一〇、六〇〇円	

四一
九、六〇〇円

を

に、

を

興南団地	浜坂第十一団地
の第六住	の第二

浜坂第十一団地

浜坂第二団地	浜坂第四団地	浜坂第七団地
第六十一号の	第六十二号か	第七十一号か
までの住宅	第十三号まで及	第十六号まで

住宅	第一号から第十二号まで及び	第十三号から第十六号まで及び	第十七号から第二十八号まで	第二十九号から第三十二号
	四	四	六	四
	三三、三〇〇円	三八、九〇〇円	四一、四〇〇円	一七、八〇〇円

四
一七、八〇〇円

住宅	号から第五号まで及び	十六号から第三十号ま	号から第二十五号まで
	一〇	四一	二〇
	三三、二〇〇円	九、六〇〇円	四二、五〇〇円

に、

を

に、

河崎団地

内浜団地	住吉第四団地	住吉第一団地	住吉第一団地
------	--------	--------	--------

道第三団地				第三団地				第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅		第七号から第五十三号までの住宅
第二十五号及び第二十六号の住宅	第二十七号及び第二十八号の住宅	第三十一号及び第三十二号の住宅	第三十五号及び第三十六号の住宅	第二十五号及び第二十六号の住宅	第二十七号及び第二十八号の住宅	第三十一号及び第三十二号の住宅	第三十五号及び第三十六号の住宅	一三	一七、八〇〇円	四七
二	二	二	二	二	二	二	二	一一、七〇〇円	九、〇〇〇円	一一、七〇〇円
一八、九〇〇円	一九、三〇〇円	一九、八〇〇円	一〇、六〇〇円	一八、九〇〇円	一九、三〇〇円	七、八〇〇円	一〇、六〇〇円	を		
に、				を				に、		を
				誠				誠道		河崎団地

別の第二種県営住宅の表中		誠道第七団地		誠道第七団地	
住	の	第七十一号及び第七十二号の住宅	第七十五号及び第七十六号の住宅	第七十一号及び第七十二号の住宅	第七十五号及び第七十六号の住宅
五	七	二	二	二	二
五、九〇〇円	八、三〇〇円	一九、三〇〇円	一九、八〇〇円	一九、三〇〇円	七、五〇〇円
を		に改める。		を	
美穂第三団地		美穂第三団地		西郷団地	
第一号の住宅	第二号から第五号までの住宅	第一号から第五号までの住宅	第八号から第十四号までの住宅	第一号及び第二号	第六号から第九号
に、		に、		に、	

<table border="1"> <tr><td>第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅</td><td>八</td><td>八、一〇〇円</td></tr> <tr><td>第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅</td><td>四</td><td>五、七〇〇円</td></tr> </table>	第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	八	八、一〇〇円	第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅	四	五、七〇〇円	<table border="1"> <tr><td>九</td><td>一七、〇〇〇円</td></tr> </table>	九	一七、〇〇〇円	<table border="1"> <tr><td>九</td><td>六、七〇〇円</td></tr> </table>	九	六、七〇〇円	<table border="1"> <tr><td>五</td><td>三〇、三〇〇円</td></tr> <tr><td>六</td><td>二七、六〇〇円</td></tr> </table>	五	三〇、三〇〇円	六	二七、六〇〇円	<table border="1"> <tr><td>六</td><td>二七、六〇〇円</td></tr> </table>	六	二七、六〇〇円	<table border="1"> <tr><td>四</td><td>八、三〇〇円</td></tr> <tr><td>二</td><td>一五、四〇〇円</td></tr> </table>	四	八、三〇〇円	二	一五、四〇〇円	<table border="1"> <tr><td>四</td><td>八、三〇〇円</td></tr> <tr><td>二</td><td>五、九〇〇円</td></tr> </table>	四	八、三〇〇円	二	五、九〇〇円
第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	八	八、一〇〇円																												
第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅	四	五、七〇〇円																												
九	一七、〇〇〇円																													
九	六、七〇〇円																													
五	三〇、三〇〇円																													
六	二七、六〇〇円																													
六	二七、六〇〇円																													
四	八、三〇〇円																													
二	一五、四〇〇円																													
四	八、三〇〇円																													
二	五、九〇〇円																													
を	に、	を	に、	を	に、	を																								
三柳第十二団地	三柳第十二団地	八幡第二団地	八幡第二団地	若葉第一団地	若葉第一団地	西郷団地																								
三柳第十二団地	三柳第十二団地	八幡第二団地	八幡第二団地	若葉第一団地	若葉第一団地	第一号及び第二号から第九号の住宅																								

<table border="1"> <tr><td>高松第五団地</td><td>第三十一号から第四十二号までの住宅</td><td>二</td><td>五、四〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第二十七号から第三十号までの住宅</td><td>四</td><td>七、四〇〇円</td></tr> </table>	高松第五団地	第三十一号から第四十二号までの住宅	二	五、四〇〇円		第二十七号から第三十号までの住宅	四	七、四〇〇円	<table border="1"> <tr><td>外江第三団地</td><td>第三十三号から第四十号までの住宅</td><td>八</td><td>二七、一〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第二十九号から第三十二号まで及び第四十一号から第四十四号までの住宅</td><td>八</td><td>二一、四〇〇円</td></tr> </table>	外江第三団地	第三十三号から第四十号までの住宅	八	二七、一〇〇円		第二十九号から第三十二号まで及び第四十一号から第四十四号までの住宅	八	二一、四〇〇円	<table border="1"> <tr><td>外江第二団地</td><td>第五号から第十二号までの住宅</td><td>八</td><td>二六、八〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第十三号から第十六号までの住宅</td><td>八</td><td>二一、一〇〇円</td></tr> </table>	外江第二団地	第五号から第十二号までの住宅	八	二六、八〇〇円		第十三号から第十六号までの住宅	八	二一、一〇〇円	<table border="1"> <tr><td>江第二団地</td><td>第五号から第十二号までの住宅</td><td>八</td><td>二六、八〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第十三号から第十六号までの住宅</td><td>八</td><td>二一、一〇〇円</td></tr> </table>	江第二団地	第五号から第十二号までの住宅	八	二六、八〇〇円		第十三号から第十六号までの住宅	八	二一、一〇〇円	<table border="1"> <tr><td>第三団</td><td>第九十一号から第九十八号までの住宅</td><td>八</td><td>八、一〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第九十九号から第百六号までの住宅</td><td>八</td><td>五、八〇〇円</td></tr> </table>	第三団	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円		第九十九号から第百六号までの住宅	八	五、八〇〇円	<table border="1"> <tr><td>三団</td><td>第九十一号から第九十八号までの住宅</td><td>八</td><td>八、一〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第九十九号から第百六号までの住宅</td><td>八</td><td>五、八〇〇円</td></tr> </table>	三団	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円		第九十九号から第百六号までの住宅	八	五、八〇〇円	<table border="1"> <tr><td>地</td><td>第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅</td><td>八</td><td>八、一〇〇円</td></tr> <tr><td></td><td>第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅</td><td>四</td><td>一六、三〇〇円</td></tr> </table>	地	第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	八	八、一〇〇円		第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅	四	一六、三〇〇円
高松第五団地	第三十一号から第四十二号までの住宅	二	五、四〇〇円																																																											
	第二十七号から第三十号までの住宅	四	七、四〇〇円																																																											
外江第三団地	第三十三号から第四十号までの住宅	八	二七、一〇〇円																																																											
	第二十九号から第三十二号まで及び第四十一号から第四十四号までの住宅	八	二一、四〇〇円																																																											
外江第二団地	第五号から第十二号までの住宅	八	二六、八〇〇円																																																											
	第十三号から第十六号までの住宅	八	二一、一〇〇円																																																											
江第二団地	第五号から第十二号までの住宅	八	二六、八〇〇円																																																											
	第十三号から第十六号までの住宅	八	二一、一〇〇円																																																											
第三団	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円																																																											
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	五、八〇〇円																																																											
三団	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円																																																											
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	五、八〇〇円																																																											
地	第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	八	八、一〇〇円																																																											
	第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号及び第百五十二号の住宅	四	一六、三〇〇円																																																											
を	に、	を	を	に、	を	に、																																																								
を	に、	を	を	外	上粟島地	上粟島地																																																								

高松第五団地	
第二十七号から第三十号までの住宅	四
第三十一号から第四十二号までの住宅	一〇、一〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(傾斜家賃)

2 次の表の第一欄及び第二欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の第三欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の第四欄に定める額とする。

立川町団地	第一号から第二十二号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三八、二〇〇円
		昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	四〇、三〇〇円
	第二十三号から第二十五号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三〇、三〇〇円
		昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三一、七〇〇円

興南団地

第一号から第五号まで及び第二十六号から第三十号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三〇、三〇〇円
第六号から第二十五号までの住宅	昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三一、七〇〇円

住吉第四団地

第二十一号、第二十三号、第二十五号、第二十七号及び第二十九号の住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三七、二〇〇円
第二十二号、第二十四号、第二十六号及び第二十八号の住宅	昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三九、三〇〇円

内浜団地

第一号から第十二号まで及び第十七号から第二十八号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三〇、四〇〇円
第十三号から第十六号まで及び第二十九号から第三十二号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三六、九〇〇円

(家賃等の減額)

3 昭和五十八年四月五日に立川町二丁目団地に入居していた者で昭和五十九年五月三十一日までに立川町団地に入居するものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十

四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に定める額に減額する。

第一号から第二十号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一三、八〇〇円
	昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	二一、〇〇〇円
	昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	二八、一〇〇円
	昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	三五、三〇〇円
第二十一号から第二十五号までの住宅	昭和五十九年五月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一一、〇〇〇円
	昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一七、三〇〇円
	昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	二七、九〇〇円

4 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例第十二条第六項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じ

て得た額に減額する。

告 示

鳥取県告示第三百六十六号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十九年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和五十九年五月十二日午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛 豚及び馬
昭和五十九年五月十二日午後二時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
昭和五十九年五月二十二日午後三時三十分から	東伯郡北条町大字下神 鳥取県経済農業協同組合連合会 北条種豚場	"
昭和五十九年五月二十三日午前十時から	東伯郡赤碓町大字出上 鳥取種畜牧場	"

昭和五十九年五月二十三日午後一時から	東伯郡赤碕町大字松上 鳥取県種畜場	"
昭和五十九年五月二十四日午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
昭和五十九年五月二十四日午後二時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
昭和五十九年五月二十五日午前十時から	日野郡日野町根雨 旧根雨家畜市場	"

鳥取県告示第三百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年七月五日 鳥取県指令受都計第百二十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡家町大字久能寺字糠塚
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

鳥取県告示第三百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年八月五日 鳥取県指令受米土維第五百十号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西福原字北原開
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区基町六一七七
中国電気通信局
建築部長 井坂 宏
- 鳥取県告示第三百六十九号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市下味野七一九

本庄幸夫

鳥取県告示第三百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字長瀬字大月

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十九年五月一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年五月九日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市青葉町二丁目二〇八番地

西脇 昭